

| 旧 | 新 | 摘 要 |
|---|---|-----|
| <p style="text-align: center;">山 梨 県 建 設 工 事 成 績 評 定 要 領</p> <p>(目 的) 第1 この要領は、山梨県建設工事検査要綱(以下「検査要綱」という。)第12条の規定に より山梨県が発注する建設工事(以下「工事」という。)に係る成績の評定(以下「評定」という。)について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負 業者の適正な選定及び指導育成に資するものとする。</p> <p>(評定の対象工事) 第2 評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円を超える工事について行うものとする。ただし、公共工事適正化連絡会議において評定を行う必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。</p> <p>(評定の内容) 第3 評定は、工事ごと独立して次に掲げる事項について行うものとする。 一 工事成績：工事の施工状況、目的物の品質等を評価 二 工事の技術的難易度：構造物条件、技術特性等工事内容の難しさを評価</p> <p>(評定者) 第4 第3の評定を行う者(以下「評定者」という。)は、次に掲げる者とする。 一 工事成績の評定者は、工事の請負契約についての検査を行う者(総合評定者)及び 監督を行う者(第一次評定者及び第二次評定者)とする。 二 工事の技術的難易度の評定者は、第二次評定者とする。 2 前項第一号に掲げる評定者については、別表に定めるものとする。</p> <p>(評定の方法) 第5 評定は、監督、検査その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立し て的確かつ公正に行うものとする。 ただし、1件の工事について評定者が二人以上ある場合においては、それらの者が 協議して評定するものとする。 2 評定の結果は、別に定める工事成績評定表及び工事の技術的難易度評価表(以下 「評定表等」という。)に記録するものとする。 3 評定は、山梨県建設工事執行規則第36条第7項に規定する修補が必要とされると きは、当該修補が行われる前の状態で評価するものとする。</p> <p>(評定の時期) 第6 総合評定者は検査を実施したときに、第一次評定者及び第二次評定者は工事が完 成したときに、それぞれ評定を行うものとする。 2 工事の技術的難易度の評定は、工事が完成したときに行うものとする。</p> <p>(評定表等の提出) 第7 評定者は、評定をおこなったときは、遅滞なく、評定表等を当該工事について所轄する所属(以下「所轄所属」という。)の長に提出するものとする。</p> | <p style="text-align: center;">山 梨 県 建 設 工 事 成 績 評 定 要 領</p> <p>(目 的) 第1 この要領は、山梨県建設工事検査要綱(以下「検査要綱」という。)第12条の規定に より山梨県が発注する建設工事(以下「工事」という。)に係る成績の評定(以下「評定」という。)について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負 業者の適正な選定及び指導育成に資するものとする。</p> <p>(評定の対象工事) 第2 評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円を超える工事について行うものとする。ただし、公共工事適正化連絡会議において評定を行う必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。</p> <p>(評定の内容) 第3 評定は、工事ごと独立して次に掲げる事項について行うものとする。 一 工事成績：工事の施工状況、目的物の品質等を評価 二 工事の技術的難易度：構造物条件、技術特性等工事内容の難しさを評価</p> <p>(評定者) 第4 第3の評定を行う者(以下「評定者」という。)は、次に掲げる者とする。 一 工事成績の評定者は、工事の請負契約についての検査を行う者(総合評定者)及び 監督を行う者(第一次評定者及び第二次評定者)とする。 二 工事の技術的難易度の評定者は、第二次評定者とする。 2 前項第一号に掲げる評定者については、別表に定めるものとする。</p> <p>(評定の方法) 第5 評定は、監督、検査その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立し て的確かつ公正に行うものとする。 ただし、1件の工事について評定者が二人以上ある場合においては、それらの者が 協議して評定するものとする。 2 評定の結果は、別に定める工事成績評定表及び工事の技術的難易度評価表(以下 「評定表等」という。)に記録するものとする。 3 評定は、山梨県建設工事執行規則第36条第7項に規定する修補が必要とされると きは、当該修補が行われる前の状態で評価するものとする。</p> <p>(評定の時期) 第6 総合評定者は山梨県建設工事検査要綱第2条第7の検査を実施したときに、第一次評定者及び第二次評定者は工事が完 成したときに、それぞれ評定を行うものとする。 2 工事の技術的難易度の評定は、工事が完成したときに行うものとする。</p> <p>(評定表等の提出) 第7 評定者は、評定をおこなったときは、遅滞なく、評定表等を当該工事について所轄する所属(以下「所轄所属」という。)の長に提出するものとする。</p> | |

| 旧 | 新 | 摘 要 |
|--|--|-----|
| <p>(評定表等の保管)</p> <p>第8 評定表等については、所轄所属で保管するものとする。</p> <p>(評定結果の通知)</p> <p>第9 所轄所属の長は、評定表等の決裁終了後、遅滞なく当該工事の請負者及び技術提案を行った者に対して、評定の結果を別に定めるところにより通知するものとする。</p> <p>(評定の修正)</p> <p>第10 所轄所属の長は、第9の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められた場合は、修正しなければならない。</p> <p>2 所轄所属の長は、前項の修正が行われたときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。</p> <p>(説明請求等)</p> <p>第11 第9又は第10による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面により通知を行った所轄所属の長に対して評定の内容について、説明を求めることができる。</p> <p>2 所轄所属の長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。</p> <p>(再説明請求等)</p> <p>第12 第11第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面により所轄所属の長に対して、再説明を求めることができる。</p> <p>2 所轄所属の長は、前項による再説明を求められたときは、所轄所属に設けられた「工事成績評定評価委員会」の審議を経て書面により回答するものとする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成9年10月1日から施行する。</p> <p>2 この要領は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>3 この要領は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>4 この要領は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>5 この要領は、平成19年10月1日から施行する。</p> <p>6 この要領は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>7 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>8 この要領は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>9 この要領は、平成28年6月1日から施行する。</p> <p>10 この要領は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>11 この要領は、令和2年10月1日から施行する。</p> <p>12 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p> | <p>(評定表等の保管)</p> <p>第8 評定表等については、所轄所属で保管するものとする。</p> <p>(評定結果の通知)</p> <p>第9 所轄所属の長は、評定表等の決裁終了後、遅滞なく当該工事の請負者及び技術提案を行った者に対して、評定の結果を別に定めるところにより通知するものとする。</p> <p>(評定の修正)</p> <p>第10 所轄所属の長は、第9の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められた場合は、修正しなければならない。</p> <p>2 所轄所属の長は、前項の修正が行われたときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。</p> <p>(説明請求等)</p> <p>第11 第9又は第10による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面により通知を行った所轄所属の長に対して評定の内容について、説明を求めることができる。</p> <p>2 所轄所属の長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。</p> <p>(再説明請求等)</p> <p>第12 第11第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面により所轄所属の長に対して、再説明を求めることができる。</p> <p>2 所轄所属の長は、前項による再説明を求められたときは、所轄所属に設けられた「工事成績評定評価委員会」の審議を経て書面により回答するものとする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成9年10月1日から施行する。</p> <p>2 この要領は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>3 この要領は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>4 この要領は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>5 この要領は、平成19年10月1日から施行する。</p> <p>6 この要領は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>7 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>8 この要領は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>9 この要領は、平成28年6月1日から施行する。</p> <p>10 この要領は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>11 この要領は、令和2年10月1日から施行する。</p> <p>12 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>13 この要領は、令和7年4月1日から施行する。</p> | |

| 旧 | 新 | 摘 要 |
|---|---|-----|
| <p style="text-align: center;"><u>土木工事評価様式</u></p> <p>別紙 1-⑧</p> <p style="text-align: center;"><u>審査項目別運用表</u></p> <p style="text-align: right;"><u>第一次評価者</u></p> <p>5. 創意工夫 I. 創意工夫</p> <p>【創意工夫の詳細評価】 工夫の内容及び具体的内容を記載</p> <p>※4. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。</p> <p>別紙 5-①</p> <p style="text-align: center;"><u>「施工プロセス」のチェックリスト</u></p> <p>1. 施工体制 I. 施工体制一般</p> <p>○施工体制台帳、施工体系図</p> <p>・ 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。</p> <p>別紙 5-②</p> <p style="text-align: center;"><u>「施工プロセス」のチェックリスト</u></p> <p>1. 施工体制 II. 配置技術者/現場代理人・監理技術者・主任技術者</p> <p>○監理技術者（主任技術者）（監理技術者補佐）の専任制</p> <p>（請負金額 4,000 万円以上の場合）</p> <p>・ 配置予定技術者、通知による監理技術者施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。（監理技術者補佐を配置する場合は、監理技術者補佐についても同様の確認をする）</p> | <p style="text-align: center;"><u>土木工事評価様式</u></p> <p>別紙 1-⑧</p> <p style="text-align: center;"><u>審査項目別運用表</u></p> <p style="text-align: right;"><u>第一次評価者</u></p> <p>5. 創意工夫 I. 創意工夫</p> <p><u>削 除</u></p> <p><u>削 除</u></p> <p>別紙 5-①</p> <p style="text-align: center;"><u>「施工プロセス」のチェックリスト</u></p> <p>1. 施工体制 I. 施工体制一般</p> <p>○施工体制台帳、施工体系図</p> <p>・ 施工体制台帳を現場に備え付け、必要な書類を監督員に提出した。</p> <p>別紙 5-②</p> <p style="text-align: center;"><u>「施工プロセス」のチェックリスト</u></p> <p>1. 施工体制 II. 配置技術者/現場代理人・監理技術者・主任技術者</p> <p>○監理技術者（主任技術者）（監理技術者補佐）の専任制</p> <p>（請負金額 4,500 万円以上の場合）</p> <p>・ 監理技術者（監理技術者補佐を配置する場合は監理技術者補佐）が現場に常駐していた。不在の場合は適切な施工が出来る体制を確保していた。</p> | |

| 旧 | 新 | 摘 要 |
|--|--|-----|
| <p>別紙5-③</p> <p style="text-align: center;"><u>「施工プロセス」のチェックリスト</u></p> <p>2. 施工状況 I. 施工管理</p> <p>○施工管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事材料管理 ・ 出来形、品質管理 ・ イメージアップ <p>○建設副産物及び建設廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 <p>別紙5-④</p> <p style="text-align: center;"><u>「施工プロセス」のチェックリスト</u></p> <p>2. 施工状況 II. 工程管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場の休日の確保を行った記録が整理されている。 | <p>別紙5-③</p> <p style="text-align: center;"><u>「施工プロセス」のチェックリスト</u></p> <p>2. 施工状況 I. 施工管理</p> <p>○施工管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事材料管理 ・ 出来形、品質管理 ・ 現場環境改善等 <p>○建設副産物及び建設廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び確認結果票を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出すると共に、現場へ掲示している。 <p>別紙5-④</p> <p style="text-align: center;"><u>「施工プロセス」のチェックリスト</u></p> <p>2. 施工状況 II. 工程管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行った記録が整理されている。 | |

| 旧 | 新 | 摘 要 |
|--|--|-----|
| <p style="text-align: center;"><u>建築工事評価様式</u></p> <p>別紙 1 - ①</p> <p style="text-align: center;"><u>審査項目別運用表</u></p> <p style="text-align: right;"><u>第一次評価者</u></p> <p>5. 創意工夫 <u>I. 創意工夫</u></p> <p>【準備・片付け】【施工関係】【品質関係】【安全衛生関係】【施工管理関係】【その他】 詳細評価内容</p> <p>※6. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。</p> <p>別紙 2 - ② - 1</p> <p style="text-align: center;"><u>審査項目別運用表</u></p> <p style="text-align: right;"><u>第二次評価者</u></p> <p>4. 工事特性 <u>I. 施工条件等への対応</u></p> <p>【事例】 具体的な施工条件等への対応事例</p> <p>詳細評価内容：</p> <p>別紙 2 - ② - 2</p> <p style="text-align: center;"><u>審査項目別運用表</u></p> <p style="text-align: right;"><u>第二次評価者</u></p> <p>4. 施工特性 <u>I. 施工条件等への対応</u></p> <p>【技術評価事例】</p> <p>詳細評価内容：</p> <p>別紙 2 - ③</p> <p style="text-align: center;"><u>審査項目別運用表</u></p> <p style="text-align: right;"><u>第二次評価者</u></p> <p>4. 施工特性 <u>I. 施工条件等への対応</u></p> <p>※6. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。</p> | <p style="text-align: center;"><u>建築工事評価様式</u></p> <p>別紙 1 - ①</p> <p style="text-align: center;"><u>審査項目別運用表</u></p> <p style="text-align: right;"><u>第一次評価者</u></p> <p>5. 創意工夫 <u>I. 創意工夫</u></p> <p><u>削 除</u></p> <p><u>削 除</u></p> <p>別紙 2 - ② - 1</p> <p style="text-align: center;"><u>審査項目別運用表</u></p> <p style="text-align: right;"><u>第二次評価者</u></p> <p>4. 工事特性 <u>I. 施工条件等への対応</u></p> <p>【事例】 具体的な施工条件等への対応事例</p> <p><u>削 除</u></p> <p>別紙 2 - ② - 2</p> <p style="text-align: center;"><u>審査項目別運用表</u></p> <p style="text-align: right;"><u>第二次評価者</u></p> <p>4. 施工特性 <u>I. 施工条件等への対応</u></p> <p>【技術評価事例】</p> <p><u>削 除</u></p> <p>別紙 2 - ③</p> <p style="text-align: center;"><u>審査項目別運用表</u></p> <p style="text-align: right;"><u>第二次評価者</u></p> <p>4. 施工特性 <u>I. 施工条件等への対応</u></p> <p><u>削 除</u></p> | |

